

庁内協働推進員設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、富里市協働のまちづくり推進本部設置要綱第5条に規定する庁内協働推進員（以下「協働推進員」という。）に関し必要な事項を定める。

（選任）

第2条 別表に定める各課等の長は、第4条に規定する所掌事務を勘案した上で、所属職員の中からから協働推進員として1人を選任し、その職氏名を市民活動推進課長に報告する。

（任期）

第3条 協働推進員の任期は、次年度の協働推進員が選任されるまでとする。

- 2 協働推進員が異動したとき、又は事故等によりその職務を行えないときは、各課等の長は、後任の協働推進員を速やかに選任しなければならない。

（所掌事務）

第4条 協働推進員は、市民活動推進課と連携を図り、所属する課等（以下「所属課」という。）の職員の意見を取りまとめながら、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協働のまちづくり（以下「協働」という。）を推進するための各種事業に関する情報の共有及び庁内連携並びに協力体制の確保に関すること。
- (2) 研修会等への参加及び所属課内における協働に関係する情報の周知並びに啓発に関すること。
- (3) 所属課における協働施策に係る取組の推進に関すること。
- (4) 協働の推進に係る調査研究に関すること。
- (5) その他協働の推進に必要な取組に関すること。

（庁内協働推進員連絡会）

第5条 前条に掲げる所掌事務を行うに当たり、庁内協働推進員連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

- 2 連絡会は、必要に応じて市民活動推進課長が招集し、その議長となる。

- 3 協働推進員が、都合により連絡会等に出席できない場合、所属課長が指名する代理者を出席させることができる。

（ワーキンググループ等の設置）

第6条 市民活動推進課長は、協働推進員が第4条に規定する所掌事務を有効かつ効果的に行うため、必要に応じて専門部会及びワーキンググループを設置することができる。

（総括）

第7条 協働推進員に関する事務の総括は、市民活動推進課において行う。ただ

し、協働推進員の活動において時間外勤務等が発生する場合の対応及び処理等の庶務は、所属課にて行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協働推進員に関し必要な事項は、市民活動推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

庁内協働推進員

部等名	課等名	選任数
総務部	総務課	1人
	広報情報課	1人
	防災課	1人
	市民課	1人
	市民活動推進課	1人
企画財政部	経営戦略課	1人
	財政課	1人
	課税課	1人
	納税課	1人
健康福祉部	社会福祉課	1人
	生活支援課	1人
	子育て支援課	1人
	高齢者福祉課	1人
	国保年金課	1人

	健康推進課	1 人
経済環境部	農政課	1 人
	商工観光課	1 人
	環境課	1 人
都市建設部	建設課	1 人
	都市計画課	1 人
	上下水道課	1 人
会計課		1 人
監査委員事務局		1 人
農業委員会事務局		1 人
教育委員会	教育総務課	1 人
	学校教育課	1 人
	生涯学習課	1 人
	図書館	1 人
消防本部	消防総務課	1 人
	予防課	1 人